

## 土浦協同病院なめがた地域医療センター院内感染対策の指針

### 院内感染対策に関する基本的考え方

土浦協同病院なめがた地域医療センター(以下「当院」とする)では、院内における医療行為に関連した感染の予防、拡大あるいは再発の防止を目的とする体制を確立し、もって安全かつ質の高い医療を地域住民に提供をするために本指針を策定する。以下に述べる基本思想と施策において院内感染と記述される部分は、必要に応じ医療関連感染と読みかえるものとする。

### 院内感染発生時の対応に関する基本方針

院内感染対策を行うにあたり、その対象は患者と家族、そして当院職員とその家族である。当院で院内感染対策に従事する職員は、院内感染を予防し、早期に診断ならびに治療を行い、拡大を防ぐとともに、既に生じた拡大を封じ込めること、また以上の各プロセスについて適切かつ迅速に情報を公開することをその職務とする。特に、全職員を対象とした標準予防策の教育、早期の抗菌薬耐性菌検出と伝播防止を目的とした適切なサーベイランスと継続的な環境巡視による改善、抗菌薬適正使用の教育と支援の3項目については重点的に行うものとする。

### 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

当院の院内感染対策では情報の開示を重視する。患者個人のプライバシーを侵害しない範囲において、院内では職員に対して全ての院内感染に関する情報を開示する。これは「知らないこと」による感染拡大を防ぐとともに、適切な知識の提供により診療を萎縮させないことで患者利益を目指すことを目的とする。また、病院が必要と判断した場合には、病院にとって不利な情報であったとしても積極的に開示する。かつ法令などに則り感染症の発生状況を関係機関に報告する。

### 従業者に対する研修に関する基本方針

感染症の予防および発生時に適切な対応ができるように従業員に対して年に2回研修会を開催するほか、必要に応じて適宜研修会を開催する。

### 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は病院ホームページ上などで閲覧できる形で公表するものとする。かつこれを簡略化したものを院内各所に掲示する。

### 院内感染対策責任者の設置に関する基本的事項

別に定める組織図の如く、当院では前述の目的を遂行するために、感染症対策責任者を設置する。責任者は監督ならびに必要な助言を行う。

#### ●責任者の監督の下で行うもの

- ・院内感染に関する各種マニュアルの作成と公開
- ・院外講師招聘による講演会の開催による職員の啓発
- ・重大な公衆衛生上の問題が生じた際の行政等との折衝と基本施策の策定
- ・院外への院内感染等に関する情報の開示

- ・患者の行動制限のうち院内感染対策を目的とするものについての指示、指導
- ・患者家族への標準予防策などの要請など適切な感染拡大防止措置の実施
- ・全職員(部署ごとに内容は異なる)を対象とした標準予防策に関する教育
- ・針刺し事故を代表とする職員の感染性病原体曝露事例への対応と予防活動、評価
- ・全部署が対象となるような基本的な施策実施における最終調整
- ・職員または職員家族へのワクチン接種に関する施策の立案と実施
- ・他施設と連携して行なわれる疫学調査等への参加の判断
- ・感染症法など法律によることを求められる診療に関する情報提供と診療支援
- ・実務レベルでの行政機関等との情報交換ならびに折衝
- ・許可/届出抗菌薬の設定、管理と耐性菌発生状況の把握を基礎とした抗菌薬適正使用の推進
- ・医療現場巡視による、主に環境感染制御上の問題点の抽出と改善策の提示と評価
- ・複数部署にまたがる施策実施における実務的な調整活動一般
- ・各種のアウトブレイクに対する迅速な対策立案と介入
- ・当院の院内感染対策上必要な対象についてのアクティブサーベイランスの実施
- ・院内への、院内感染あるいは感染症診療に関連する情報の開示および各種診療支援
- ・感染制御に関連した専門資格取得の奨励ならびに援助

本指針は定期的に見直しを行い、改訂するものとする。

初回策定 平成 22 年 02 月 11 日

最終改訂 令和 3 年 04 月 01 日